平成２３年（フ）第３０６号
北海道帯広市西14条南14丁目12番地27
債務者　松山　美和（旧姓船戸）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
北海道帯広市東12条南４丁目１番地77
債務者　長原　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２９９号
東京都三鷹市野崎４丁目10番18号
債務者　富田　英一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１５号
東京都八王子市南町３番８号第２原嶋ビル501号
債務者　高橋璋一郎
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６６１４号
東京都港区港南２丁目11番３号
破産者　株式会社エモーション
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１２３号
神奈川県川崎市高津区千年622番地１
破産者　株式会社エントリー
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３６号
岐阜県瑞浪市明世町山野内58―１、開始決定時の住所東京都町田市金森１丁目18―９―103
破産者　武笠　好隆
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８４５号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺１丁目10番地16
破産者　有限会社マルデン
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３６号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮１丁目87―18メゾンホジョウＦ―102、開始決定時の住所埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目123―３―201
破産者　大湊　裕二
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１２９号
東京都立川市一番町３丁目27番地５
破産者　有限会社岩瀬商事
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６４６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2755―２
破産者　山口　有司
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２２号
神奈川県横浜市緑区長津田７丁目14―28―403
破産者　岡口　公大
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５６７号
東京都江戸川区西一之江４―９―31フレホームズ松江207号室、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区青戸４丁目７番12号
破産者　株式会社大林流通
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０５７号
神奈川県横浜市旭区都岡町13番地
破産者　株式会社エス・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１４４号
千葉県市川市新井１―25―９、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目13―14第二松飛台ハウス201
破産者　福井　栄子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７２５号
東京都板橋区赤塚５丁目25―12―103、開始決定時の住所東京都板橋区常盤台４丁目22―２
破産者　野上　博司
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８３０号
埼玉県草加市高砂２丁目20番７号
破産者　株式会社岡田金属
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２７２号
東京都世田谷区太子堂５丁目12番18号
破産者　富士鉱油株式会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６２４号
神奈川県川崎市多摩区菅５丁目５―４―202
破産者　細谷　洋司
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６６２号
神奈川県横浜市鶴見区元宮２丁目２―10
破産者　山本　　新
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部